

鳥取県町村総合事務組合財政調整基金条例

(昭和42年6月26日 条例第27号)

改正 平成29年 3月 日条例第 5号

(設置の目的)

第1条 毎年度の収入支出の過不足を調整し、組合財政の円滑な運営を図るため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、毎年度の決算上生じた剰余金の額から次の各号に掲げる額を差引いた額とする。

- (1) 翌年度の予算に計上された前年度繰越金の額
- (2) 100万円以内において管理者が保留を必要と認めた額

(管理)

第3条 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年度の決算の日から適用する。

附 則 (平成29年 条例第5号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。